

平成 29 年 1 月 20 日

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価手続の 状況等について

1 根 拠

千葉県環境影響評価条例（平成 10 年 6 月 19 日 条例第 26 号）

2 事業概要

- (1) 事業者の名称：市川市
- (2) 対象事業の種類の詳細：廃棄物焼却等施設の新設
- (3) 対象事業実施区域の位置：市川市田尻 1003 番地外
- (4) 対象事業の規模：処理能力約 440 トン／日（3 炉）

3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

市川市、船橋市

4 事業計画概要書

送付：平成 28 年 9 月 2 日（金）
公告：平成 28 年 9 月 20 日（火）
縦覧：平成 28 年 9 月 20 日（金）～10 月 20 日（木）

5 環境影響評価方法書

送付：平成 28 年 10 月 7 日（金）
公告：平成 28 年 10 月 21 日（金）
縦覧：平成 28 年 10 月 21 日（金）～11 月 21 日（月）
方法書説明会：平成 28 年 11 月 12 日（土）、13 日（日）
【市川市内 3 回】
住民等意見提出期限：平成 28 年 12 月 6 日（火）⇒ 意見無し
市町村長意見提出期限：平成 28 年 12 月 19 日（月）⇒ 意見無し
知事意見提出期限：平成 29 年 3 月 6 日（月）

6 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

- (1) 諮問、審議：平成 28 年 10 月 21 日（金）
- (2) 現地調査：平成 28 年 11 月 7 日（月）
- (3) 審議：平成 28 年 11 月 18 日（金）
- (4) 答申案審議：平成 29 年 1 月 20 日（金）